

本院元准教授が収賄罪で有罪判決を受けたことについて

本院元准教授が収賄罪で懲役1年6月、執行猶予3年という有罪判決を受けたことについては、医療人としての資格を欠く行為として大変遺憾であり、患者の皆様や国民の信頼を損ねたことについて深くお詫び申し上げます。

本院としては、今後、再発防止に努めてまいる所存です。

京都大学医学部附属病院

病院長 稲垣暢也